

全建事発第 064 号
令和 2 年 8 月 5 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について（協力依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、軽減税率制度の実施に伴い、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。インボイス制度は、事業者の消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものであることから、多くの事業者の皆様が制度を理解していただき、準備や対応を行っていただく必要があります。

この度、国土交通省ならびに関連省庁より、インボイス制度に関する説明会・研修会への講師派遣及び制度に関するパンフレットについて周知依頼がありました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴協会として説明会・研修会の開催や講師派遣についてご希望がある場合には、当協会までご連絡賜りますようお願い申し上げます。

併せて、制度に関するパンフレットについて貴会会員企業の皆様へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・協力依頼文書
- ・別添 1 講師派遣要領
- ・別添 2 講師派遣申込書
- ・別添 3 適格請求書等保存方式の概要（パンフレット）

(担当) 事業部 山長 (ヤマナガ)
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp